

●香川県告示第198号

海岸法（昭和31年法律第101号）第3条第1項の規定により、海岸保全区域を次のとおり指定する。
（平成3年香川県告示第152号（海岸保全区域の指定）で指定した女木港東ノ口地区海岸の海岸保全区域は、廃止する。）

平成23年5月10日

香川県知事 浜 田 恵 造

沿岸名	海岸名	地区海岸名	海 岸 保 全 区 域
讃岐阿波	女木港	東ノ口	<p>1 指定場所 高松市女木町帆槌2857番4地先から高松市女木町字牛かけ726番3地先まで</p> <p>2 指定区域 基点1、基点2、基点3、基点4、基点5、基点6、基点7、基点8、基点9、基点10、基点11、基点12、基点13、基点14、基点15、基点16、基点17、基点18、基点19、基点20、基点21、基点22、基点23、基点24を順次に結んだ線、基点24と港湾区域の水域円弧に沿い補助点5を結んだ線、補助点5、補助点4、補助点3、補助点2、補助点1及び基点1を順次に結んだ線により囲まれた区域</p> <p>3 基点及び補助点の表示 基点1 女木港東防波堤灯台（北緯34度23分18.4秒、東経134度03分04.4秒）から301度00分、326.00メートル、高松市女木町字帆槌2857番4地先の1号表示杭 基点2 基点1から50度30分、40.0メートル、高松市女木町字帆槌1618番地先の2号表示杭 基点3 基点2から69度30分、18.0メートル、高松市女木町字帆槌2857番49地内の3号表示杭 基点4 基点3から84度00分、78.0メートル、高松市女木町字帆槌2939番1地内の4号表示杭 基点5 基点4から105度30分、96.0メートル、高松市女木町字東ノ口15番3地先の5号表示杭 基点6 基点5から200度00分、23.0メートル、高松市女木町字東ノ口15番3地先の6号表示杭 基点7 基点6から97度00分、75.0メートル、高松市女木町字東ノ口24番3地先の7号表示杭 基点8 基点7から111度00分、91.0メートル、高松市女木町字東ノ口35番2地先の8号表示杭 基点9 基点8から105度00分、16.0メートル、高松市女木町字東ノ口35番2地先の9号表示杭 基点10 基点9から97度30分、23.5メートル、高松市女木町字東ノ口35番2地先の10号表示杭</p>

		<p>基点11 基点10から83度50分、35.0メートル、高松市女木町字東ノ口2938番6地先の11号表示杭</p> <p>基点12 基点11から65度10分、85.0メートル、高松市女木町字東ノ口82番2地先の12号表示杭</p> <p>基点13 基点12から50度40分、40.0メートル、高松市女木町字東ノ口82番4地先の13号表示杭</p> <p>基点14 基点13から29度30分、53.0メートル、高松市女木町字宮ノ上235番1地先の14号表示杭</p> <p>基点15 基点14から32度20分、11.5メートル、高松市女木町字宮ノ上235番1地先の15号表示杭</p> <p>基点16 基点15から37度20分、9.0メートル、高松市女木町字宮ノ上235番1地先の16号表示杭</p> <p>基点17 基点16から41度50分、91.5メートル、高松市女木町字宮ノ上235番15地先の17号表示杭</p> <p>基点18 基点17から132度10分、6.0メートル、高松市女木町字宮ノ上235番15地先の18号表示杭</p> <p>基点19 基点18から43度20分、16.5メートル、高松市女木町字宮ノ上235番15地先の19号表示杭</p> <p>基点20 基点19から37度40分、71.0メートル、高松市女木町字分田435番1地先の20号表示杭</p> <p>基点21 基点20から30度10分、190.0メートル、高松市女木町字分田496番2地先の21号表示杭</p> <p>基点22 基点21から28度00分、53.0メートル、高松市女木町字分田498番3地先の22号表示杭</p> <p>基点23 基点22から46度20分、44.0メートル、高松市女木町字分田498番3地先の23号表示杭</p> <p>基点24 基点23から58度10分、8.0メートル、高松市女木町字牛かけ726番3地先の24号表示杭</p> <p>補助点1 基点1から143度30分、53.0メートルの点</p> <p>補助点2 基点8から216度30分、78.0メートルの点</p> <p>補助点3 基点11から210度00分、164.0メートルの点</p> <p>補助点4 基点16から121度30分、176.0メートルの点</p> <p>補助点5 基点24から152度00分、206.0メートルの点</p>
--	--	--